

4 5 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集方式により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、内閣府に設置された地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 第5次一括法等により移譲等される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
また、本年1月に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたハローワーク等については、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (4) 法令による義務付け・枠付けの見直し等について、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組に改めていくため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、より抜本的に条例制定権を拡大するための方策について検討を進めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。地域のことは自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- なお、昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方分権の推進は、地方創生において極めて重要なテーマである」とされている。

- 国は、昨年、従来の委員会勧告方式に替えて、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入した。
 今年は、3月下旬から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。
- 昨年の提案に基づく調整の結果を踏まえ、本年6月に成立・公布された第5次一括法では、農地法などの19法律が一括改正され、4ha超の農地転用許可に係る事務・権限の都道府県への移譲等がされることとなった。また、政省令の改正により、市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲等が進められている。
 また、「提案の趣旨を踏まえ対応」とされた中には、ハローワークなど引き続き検討を行うとされたものもあり、実質的には提案の実現に至らなかったものが多数含まれている。
- 昨年5月に成立した第4次一括法等による権限移譲では、国からの財源措置の内容が不明確であるとともに、政省令の整備が施行期日の前日となり、地方自治体の準備期間が確保されないなどの事例が見られた。また、国と地方の役割分担を明確にして、社会を巡る状況変化に対応することが重要である。なお、道路においては、直轄国道の地方への移管に向けた権限移譲の協議を適切に進めるとともに、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路など、国が責任を持つべき道路の直轄編入等を含め、直轄事業の在り方について必要な見直しを行うべきである。
- 地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組みを確立することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参 考) 地方分権改革の動向

